

瀬戸市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第12条の規定により提出します。

令和3年3月23日

瀬戸市議会議長 富田宗一 殿

提出者 瀬戸市議会議員

三木雪実

賛成者 ”

朝井賢次

”

高島淳

”

池田信子

”

浅井寿美

”

山田裕義

”

長江公夫

”

原田孝

3 年議員提出第 1 号議案

瀬戸市議会会議規則の一部改正について

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会会議規則（昭和 3 2 年瀬戸市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠席等の届出) 第 2 条 議員は、公務、 <u>疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u> 欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の場合において、議員は、出産のため欠席するときは、同項の規定によるほか、あらかじめ、 <u>出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前</u> の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、 <u>その期間を明らかにして</u> 、議長に欠席届を提出することができる。	(欠席等の届出) 第 2 条 議員は、公務、 <u>疾病その他の事故のため</u> 欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の場合において、議員は、出産のため欠席するときは、同項の規定によるほか、あらかじめ、 <u>日数を定めて</u> 、議長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、欠席事由の明文化及び産前・産後期間に配慮し

た規定とするに当たり、瀬戸市議会会議規則中所需の事項を改正するため
必要があるからである。